

○金融庁告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 連結レバレッジ比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項、次項及び附則第三条第一項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十五号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（次項及び附則第三条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。</p> <p>〔2〕4 略</p>
改正前	<p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 連結レバレッジ比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項、次項及び附則第三条第一項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（次項及び附則第三条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。</p> <p>〔2〕4 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。